

Title	雇用と年金の接続： 在職老齢年金の就業抑制効果と老齢厚生年金受給資格者の基礎年金繰上げ受給要因に関する分析
Sub Title	The labour market behaviour of older people: analysing the impact of the reformed "Earning test" and new "Early withdrawal" rule
Author	山田, 篤裕(Yamada, Atsuhiro)
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	2012
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.104, No.4 (2012. 1) ,p.587(81)- 605(99)
JaLC DOI	10.14991/001.20120101-0081
Abstract	<p>60-69歳の高齢者を対象とした調査個票に基づき、在職老齢年金制度による就業抑制効果が（63歳と64歳の一部の結果を除き）2009年時点で確認できないこと、老齢厚生年金受給資格者で基礎年金繰上げ支給制度を利用しているのは定年などによる離職後に失業を経験した人々に多いこと、基礎年金繰上げ支給制度を利用した人々の相対的貧困率は、利用しなかった人々の3倍にも上り、繰上げ支給制度が所得確保の手段として万能薬でないことなどを明らかにした。</p> <p>Based on individual survey data on the older people aged 60 to 69, this study demonstrates that the labor supply disincentive effect induced by the income test of old age Employees' Pension (EP) systems (except for part of the 63 year-old and 64 year-old results) cannot be observed as of 2009; the early withdrawal of basic pension, in the case of the eligible people for EP. –were associated with the experience of unemployment after their mandatory retirement; the incidence of relative poverty amongst the people, who utilize the early withdrawal rule, is up to three times the number of those who did not use the rule and it, indicates that the early withdrawal rule of basic pension system is not a panacea as a means for ensuring income of those who are eligible for EP.</p>
Notes	小特集：年金制度の実証研究：根拠に基づく政策論
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-20120101-0081">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-20120101-0081</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

雇用と年金の接続—在職老齢年金の就業抑制効果と老齢厚生年金受給資格者の基礎年金繰上げ受給要因に関する分析—

The Labour Market Behaviour of Older People: Analysing the Impact of the Reformed "Earning Test" and New "Early Withdrawal" Rule

山田 篤裕(Atsuhiko Yamada)

60-69 歳の高齢者を対象とした調査個票に基づき、在職老齢年金制度による就業抑制効果が（63 歳と 64 歳の一部の結果を除き）2009 年時点で確認できないこと、老齢厚生年金受給資格者で基礎年金繰上げ支給制度を利用しているのは定年などによる離職後に失業を経験した人々に多いこと、基礎年金繰上げ支給制度を利用した人々の相対的貧困率は、利用しなかった人々の 3 倍にも上り、繰上げ支給制度が所得確保の手段として万能薬でないことなどを明らかにした。

#### Abstract

Based on individual survey data on the older people aged 60 to 69, this study demonstrates that the labor supply disincentive effect induced by the income test of old age Employees' Pension (EP) systems (except for part of the 63 year-old and 64 year-old results) cannot be observed as of 2009; the early withdrawal of basic pension, in the case of the eligible people for EP. –were associated with the experience of unemployment after their mandatory retirement; the incidence of relative poverty amongst the people, who utilize the early withdrawal rule, is up to three times the number of those who did not use the rule and it, indicates that the early withdrawal rule of basic pension system is not a panacea as a means for ensuring income of those who are eligible for EP.

## 雇用と年金の接続

——在職老齢年金の就業抑制効果と老齢厚生年金受給資格者の  
基礎年金繰上げ受給要因に関する分析——\*

山 田 篤 裕

### 要 旨

60–69 歳の高齢者を対象とした調査個票に基づき、在職老齢年金制度による就業抑制効果が（63 歳と 64 歳の一部の結果を除き）2009 年時点で確認できないこと、老齢厚生年金受給資格者で基礎年金繰上げ支給制度を利用しているのは定年などによる離職後に失業を経験した人々に多いこと、基礎年金繰上げ支給制度を利用した人々の相対的貧困率は、利用しなかった人々の 3 倍にも上り、繰上げ支給制度が所得確保の手段として万能薬でないことなどを明らかにした。

### キーワード

老齢厚生年金、在職老齢年金、就業抑制、基礎年金繰上げ、相対的貧困

### 1. はじめに

雇用者として働いてきた 60 歳台の人々が所得を確保する手段は 2000 年代に入り多様化した。この多様化の背景として主に 5 点の制度的変更が挙げられる。第一に、1994 年の年金制度改革により、特別支給の老齢厚生年金の定額部分（1 階部分）の支給開始年齢が 2001 年から 2013 年にかけて段階的に 65 歳まで引き上げられている。第二に、これに対応して老齢厚生年金受給資格者に対する基礎年金繰上げ支給制度が導入された。第三に、2000 年の年金制度改革により、60 歳台後半の在職老齢年金制度が導入（2002 年施行）された。第四に、2004 年の高年齢者雇用安定法改正は、2006 年 4 月以降、65 歳未満の定年の定めをしている企業に、定額部分の年金支給開始年齢の段階的引き

---

\* 本稿は労働政策研究・研修機構で 2007 年から 2010 年にかけて行われた「高齢者の就労促進に関する研究会」における筆者の研究に基づく。清家篤座長ならびに浜田浩児副所長をはじめとする研究会メンバー各位および 2011 年 4 月 7 日に行われた「年金研究会（慶應義塾経済学会・日本年金学会共催）」報告での学会員諸兄からのコメントは、本稿の改訂に活かされている。両研究会メンバー・参加者、慶應義塾経済学会の諸兄ならびに本稿で用いられた調査に協力して下さった多数の方々へ深く感謝しここに記す。いうまでもなく本稿に残されているかもしれない誤りはすべて筆者が責を負う。

上げに伴い、その支給開始年齢まで雇用者（高年齢者）に雇用確保措置を講じることを義務付けた。第五に、2004年の年金制度改革により、60歳台前半の在職老齢年金制度による一律2割の年金支給停止が廃止（2005年施行）された。

本稿は、このような制度変更の中、在職老齢年金制度の就業抑制効果および老齢厚生年金受給資格者の基礎年金繰上げ受給要因の2つに焦点を当て、「高年齢者の雇用・就業の実態に関する調査（労働政策研究・研修機構2009年実施）」個票データに基づき、その実態を明らかにすることを目的とする。在職老齢年金における一律2割の年金支給停止の廃止や老齢厚生年金受給資格者の基礎年金繰上げ受給は、いずれも比較的最近の制度変更であるため、その就業抑制効果や繰上げ受給要因に関し、まだほとんど分析されておらず、本稿は、これら制度変更後の効果を検証した数少ない分析であると考えられる。<sup>(1)</sup>

特に老齢基礎年金の繰上げ受給行動の分析は、雇用と年金の接続がうまくいかない人々の経済状況について一定の示唆を与えるものと期待される。60歳以降の雇用と年金の円滑な接続が問題となってくるのは2013年以降である。2000年の年金制度改革により、特別支給の老齢厚生年金のうち報酬比例部分（2階部分）の支給開始年齢が、2013年から段階的に65歳に引き上げられるためである。現時点では、定額部分（1階部分）についてはすでに支給開始年齢が引き上げられているが、報酬比例部分については未だ受給可能であるため、就労できない場合の所得確保の問題、すなわち年金と雇用の接続がうまくいかない人々への所得保障の問題はそれほど顕在化していない。

雇用と年金の接続が円滑に進まない場合、老齢基礎年金の繰上げ受給を選択する人々は2013年以降、増大していくものと考えられる。しかし、いったん繰上げ受給を選択すると、年金給付水準は生涯にわたり低くなり、<sup>(2)</sup>低所得層に落ち込む危険性もある。基礎年金繰上げ支給制度をどのような人々が利用しているか分析することで、こうした危険性を明らかにすることが期待される。

本稿の分析の結果、得られた知見は3つある。第一に、在職老齢年金制度による就業抑制効果は（63歳と64歳の一部の結果を除き）2009年時点では確認できなかった。第二に老齢厚生年金受給資格者のうち、実際に基礎年金繰上げ支給制度を利用しているのは、定年などを契機とする退職後に失業を経験した人々である。すなわち自らの意思に反し勤労所得が途絶してしまい、雇用と年金の接続がうまくいかなかった人々である。第三に基礎年金繰上げ支給制度を利用した人々の相対的貧困率は13%と、利用していない人々より3倍ほど高く、2013年以降の報酬比例部分の支給開始年齢引き上げの埋め合わせとして、基礎年金繰上げ支給制度は必ずしも所得確保の万能薬とはならな

(1) そのように考えられる理由として、これまで在職老齢年金制度の就業抑制効果を確認するために数々の先行研究で利用されてきた厚生労働省「高年齢者就業実態調査（個人調査）」が、2004年をもって廃止されたことが挙げられる。後述する本稿が使用した独自調査は、この空白を埋める目的で実施された。

(2) 60歳から受給した場合の繰上げ減額率は、1941年4月1日以前生まれの者は42%、同月2日以後生まれの者は30%である。

い可能性も示唆された。

本稿の構成は以下のとおりである。次節で在職老齢年金制度の就業抑制効果および老齢基礎年金の繰上げ受給要因に関する先行研究を紹介する。3節で60歳からの所得確保の方法と実態を概観する。4節では使用データおよび変数の説明をする。続く5節と6節で、在職老齢年金制度の就業抑制効果および老齢厚生年金受給権者の基礎年金繰上げ受給要因に関する実証分析結果を各々示す。7節で本稿の分析結果のまとめと政策含意および留保について述べる。

## 2. 在職老齢年金制度の就業抑制効果および 老齢基礎年金の繰上げ受給要因に関する先行研究

### (1) 在職老齢年金制度の就業抑制効果に関する先行研究

周知のとおり1965年まで厚生老齢年金は退職が受給要件となっていたため、給付水準の低い年金を就労所得で埋め合わせることができず、低所得層に留まる高齢者が多数いた。こうした「退職年金」であった厚生老齢年金制度に「老齢年金」的性格を付与し、年金給付水準の低い高齢者に就労所得による埋め合わせができるよう導入されたのが1965年の在職老齢年金制度（高在老）である<sup>(3)</sup>。在職老齢年金制度は、以後40年以上にわたり、年金が全額支給停止となる上限額の引き上げを通じた支給要件緩和、支給停止方法の改善、対象年齢の変更などの改正を繰り返しながらも存続してきた<sup>(4)</sup>。

この在職老齢年金制度の改正の背景には、賃金額に応じ、年金給付が一部もしくは全額停止されることによる就業抑制効果が指摘されてきたことがある。実際、これまで数多くの研究（Amemiya & Shimono 1989, 清家 1993, 清家・山田 1996, 安部 1998, 小川 1998a, 1998b, 岩本 2000, 大石・小塩 2000, 三谷 2001, 樋口・山本 2002, 大竹・山鹿 2003, 清家・山田 2004, 石井・黒澤 2009 など）でそうした効果が実証されてきた。

- 
- (3) 1990年代に入ってからこの傾向は変わらず、低賃金階層では年金額（在職老齢年金制度による支給停止前）の低さを就労所得で補っている。また減額前厚生年金額は賃金階層に対してU字型となっており、高賃金階層では年金額（減額前）も就労所得額も高くなっている（浜田 1999）。
- (4) 過去の在職老齢年金制度の変更については厚生省（1998a）がまとまっており参考になる。それによれば1965年に導入された最初の在職老齢年金制度は65歳以上の被用者に8割の年金給付を受給することを可能にした。1969年には60歳から64歳の被用者に対しても在職老齢年金制度が導入され、賃金水準に応じて、20, 40, 60, 80, 100%の年金給付が支給停止されるようになった。それ以降1980年まで、年金が全額支給停止になる上限額について制度変更が数回行われた。しかし、1984年における年金支給開始年齢の引き上げに伴い、65歳以上を対象とした在職老齢年金制度はいったん廃止される。1989年、1994年、また2004年には、60歳から64歳にたいする在職老齢年金制度の支給停止ルールが変更された。この変更は、就業する年金受給者の予算制約線を滑らかなものとし、それまで批判されてきた就業抑制効果の解消を企図したものである。2002年には65歳から69歳の在職老齢年金制度が再導入された。さらに2004年改革に基づき、2007年に70歳以上にたいしても在職老齢年金制度が導入された。

また労働需要側についても、この在職老齢年金制度が一種の賃金補助金として機能しており、低賃金雇用を促すこと（橘木・下野 1989）、賃金上昇による労働供給増加への影響より、賃金補助金としての在職老齢年金増大による労働需要増加への影響の方が大きいこと（小川 1998b）、在職老齢年金により若年者との雇用代替が起きている可能性（金子 1997）なども指摘されている。

在職老齢年金制度改正に関する近年の評価は以下のとおりである。1989年改正については、安部（1998）、岩本（2000）、三谷（2001）は就業抑制に対する改善効果はなかったと結論付けている。ただし、大竹・山鹿（2003）は支給停止前の本来の厚生年金額が少ないグループについては、1989、1994年改正が就業抑制効果を和らげたことを明らかにしている。樋口・山本（2002）と三谷（2001）も、1994年改正により就業率上昇効果があったことを確認している。一方、樋口・山本（2002）は就業抑制効果が依然として残っていること<sup>(5)</sup>、また清家・山田（2004）も1994年改正後も8-12万円の就労所得階級にモードがあり、雇用慣行として改正前の影響が残っている可能性を指摘している。2000年改正による65-69歳への在職老齢年金制度の再導入の影響については、石井・黒澤（2009）が検証しているが、誘導形モデルでは統計的に有意な就業抑制効果を確認できず、また構造的モデルではその効果はわずかであると評価している<sup>(6)</sup>。2001年から始まった特別支給の老齢厚生年金の定額部分支給開始年齢引き上げについては、菅・清家（2003）や石井・黒澤（2009）が制度変更の結果、有意に労働供給を増やしているとの結論を得ている。

しかし「高齢者就業実態調査（個人調査）」が2004年をもって廃止されたこともあり、2004年の年金制度改革による在職老齢年金制度の就業抑制効果の改善（60歳前半の在職老齢年金制度による一律2割の支給停止部分の廃止）<sup>(7)</sup>については、筆者の知る限りほとんど分析されていないのが現状である。

## （2）老齢基礎年金の繰上げ受給要因に関する先行研究

翻って、我が国における老齢基礎年金の繰上げ・繰下げ受給に関する研究は、ほとんど行われていない。数少ない老齢基礎年金の繰上げ・繰下げ受給要因の分析として、まず厚生省（1998b）「国

(5) ただし、小川（1998a, 1998b）と同様、樋口・山本（2002）では在職老齢年金制度や高齢雇用継続給付が「雇用補助金」として労働供給を促進する効果を併せもつと指摘している。浜田（2010）も2008年の労働政策・研修機構の企業データ（労働需要側データ）を用い、同様の効果が最近でも確認できることを指摘している。

(6) なお使用された「高齢者就業実態調査（2004年）」では質問票の内容が簡素化されてしまったため、在職老齢年金制度による支給停止額を直接は把握できなくなった。

(7) 筆者の知る、2004年の年金制度改正以降を対象とした数少ない実証研究として、在職老齢年金制度が継続雇用希望に与える効果を分析した浜田（2008）が挙げられる。浜田（2008）では、依然として在職老齢年金制度の就業抑制効果が2007年時点でもあるとの結果を得ている。しかし、そこで用いられたデータは、年金の支給開始年齢前である57-59歳を対象としており、また使用された就業や年金額の変数も、本人の継続雇用希望や年金受給見込み額を用いており、精緻な研究ではあるが、実際の60歳台の就業状態や年金額に基づくものではない。一方、本稿の分析では、そうしたデータ上の制約はなく、分析は60-69歳を対象とし、実際の就業状態や年金受給権の情報に基づいて検証している。



民年金被保険者実態調査（平成8年）」が挙げられる。この調査では繰上げ受給希望者にその理由を尋ねている。55-59歳では「長生きできると思っていないから（41%）」と「早く生活費の足しにしたいから（33%）」の2つの理由でほぼ7割を占める。また1割強の人は「自分で自由に使える小遣いがほしいから」という理由を挙げている。このように、予測寿命が短い人ほど、また所得が不足しているほど早く年金受給を選択することから、「逆選択」と「流動性制約」が繰上げ受給の主要因となっているものと解釈できる。

駒村（2007）では、都道府県別データを用い、女性については平均寿命が繰上げ受給に有意に負の影響を与えること、また男性では自営業率と高齢者のみ世帯率が、繰上げ受給に有意に負の影響を与えることを実証し、それぞれの結果から、逆選択と流動性制約の存在を指摘した。さらに駒村（2009）では、独自のインターネット調査を実施し、同様に逆選択要因と流動性制約要因が、繰上げ受給に影響を与えていることを確認した。さらに近視眼的要因も繰上げ受給に影響を与えることを示した。

### 3. 60歳台の所得確保パターンとその実態

#### (1) 60歳台前半の所得確保パターン

先に述べたように、2000年代に入ってから制度変更により60歳台の所得確保パターンは多様化した<sup>(8)</sup>が、主に以下6つのパターンに分類できる。

- ① 報酬比例部分（就労者でも短時間労働者など厚生年金の被保険者とならなければ全額支給される）
- ② 報酬比例部分 + 定額部分（同上）
- ③ 報酬比例部分 + 老齢基礎年金繰上げ（一部繰上げあるいは全部繰上げ）
- ④ 在職老齢年金 + 就労所得（厚生年金保険の被保険者の場合<sup>(9)</sup>）
- ⑤ 在職老齢年金 + 就労所得 + 高年齢雇用継続給付（厚生年金保険の被保険者で60歳到達時より賃金が25%以上下がった場合<sup>(10)</sup>）
- ⑥ 雇用保険基本手当（この場合、年金は全額支給停止される）

以上のように2000年代に入り、60歳台における所得確保パターンは多様化し、より多くの要素を考慮しなくてはならなくなった。しかし、本稿で用いたデータの制約および、より重要な理由と

---

(8) これ以外に、厚生年金の長期加入者の場合のパターンもある。具体的には厚生年金の被保険者期間（15-65歳未満の間）が44年以上の場合、長期加入者となり老齢年金は満額支給される。なお被保険者資格の喪失が要件であるため、在職老齢年金はない。

(9) 在職老齢年金で繰上げ受給する場合、一部繰上げか全部繰上げかで支給停止対象となる年額は異なる。また、一部・全部繰上げとも、繰り上げた老齢基礎年金部分については在職していても全額支給される。

(10) 在職老齢年金と高年齢雇用継続給付との間には、併給調整がある。

して先行研究との比較を行うため、在職老齢年金制度の就業抑制効果は老齢厚生年金の受給資格の有無に基づき検証する。

## (2) 在職老齢年金制度と老齢基礎年金の繰上げ支給制度の実態

分析に入る前に、厚生年金における在職老齢年金と老齢基礎年金の繰上げ実態について使用した調査の実施当時（2009年）の状況を、厚生労働省（2009a）,（2009b）から確認しよう。

老齢厚生年金の受給権者（在職老齢年金制度による全額支給停止となった者も含む）は、男性60-64歳で251万人（女性では97万人）、65-69歳で245万人（女性では100万人）存在し、そのうち、在職受給権者は各々70%、17%（女性では各々35%、14%）となっている。

老齢基礎年金の繰上げ受給（厚生年金制度に限らない）について、老齢基礎年金制度全体で見ると、繰上げ受給を選択した者の割合は受給者全体で約4割、新規裁定者で約2割を占めている。老齢厚生年金について見ると受給者数（新法）1,941万人のうち、特別支給の老齢厚生年金の定額部分も老齢基礎年金も受給していない「基礎及び定額なし」は205万人で、定額部分または老齢基礎年金を受給している「基礎または定額あり」は1,735万人である。「基礎または定額あり」のうち、定額部分を支給停止とし（昭和16年4月1日以前生まれについては「報酬比例部分」も支給停止）老齢基礎年金を繰り上げる「基礎全部繰上げ」は86万人で、定額部分と老齢基礎年金を一体的に繰り上げる「基礎一部繰上げ」は28万人となっている。

## 4. 使用データおよび変数

### (1) 使用データの概要

本稿の分析に用いられたデータは、労働政策研究・研修機構により2009年に実施された「高年齢者の雇用・就業の実態に関する調査」の個票である。調査概要は以下のとおりである。

- ① 調査対象：全国の55-69歳の男女
- ② 標本数：5,000
- ③ 標本抽出法：住民基本台帳に基づく層化二段系統抽出法
- ④ 調査方法：訪問留置き法
- ⑤ 調査期間：2009年8月20日から9月15日（調査時点は2009年8月1日現在）
- ⑥ 有効回収数：3,602（有効回収率72.0%）

質問項目は、2004年を最後に廃止された厚生労働省の「高年齢者就業実態調査（個人調査）」と比較可能なように工夫されており、高齢者の就業・不就業状態および55歳以降の職歴、社会保障給付の受給状況や社会貢献活動、所得、家族の状況などが主要調査項目である。<sup>(11)</sup>



## (2) 使用したサブ・サンプル

本稿では、在職老齢年金制度の就業抑制効果の分析と老齢厚生年金受給権者の基礎年金繰上げ受給要因の分析という2つの研究目的に応じ、以下2つのサブ・サンプルを用いる。

- ① 55歳当時民間企業の雇用者であった60-69歳の男性
- ② 上記限定かつ老齢厚生年金の受給資格者

第一のサブ・サンプルは55歳当時に民間企業の雇用者であり、現在60-69歳の男性である。厚生年金保険に加入していた可能性の高いグループである。この第一のサブ・サンプルは、在職老齢年金制度が就業確率に及ぼす影響を評価するために使用する。また賃金関数の推定にも用いる。第二は、第一のサブ・サンプルの部分集合であり、第一のサブ・サンプルに「老齢厚生年金の受給資格あり」という限定を加えている。この第二のサブ・サンプルは、老齢厚生年金受給資格者の老齢基礎年金部分の繰上げ受給要因の分析に用いられる。

## (3) 使用変数・推計方法

第一の在職老齢年金制度の就業抑制効果の分析に用いられる被説明変数は2009年7月現在、収入になる仕事をしているかどうかであり、仕事をしていない場合を0、仕事をしている場合を1とおく2値のカテゴリ変数である。第二の老齢厚生年金受給資格者の基礎年金繰上げ受給要因の分析に用いられる被説明変数は、繰上げ(1)、繰下げ(2)、どちらも選択していない(0)という3値のカテゴリ変数である。

各説明変数とその詳細については表1に示すとおりである。「年齢」から「厚生年金以外の非就労収入」は、留保賃金あるいは市場賃金に影響を与える変数であり、第一の在職老齢年金制度の分析に用いられる。なお「勤続年数」、「55歳当時雇われていた会社に勤務」および「定年(あるいは定年前)職種と同じ」の3変数は市場賃金のみに影響する変数である。また「厚生年金の受給資格」と「厚生年金以外の非就労収入」は留保賃金のみに影響し、いずれも留保賃金を上昇させる要因である。

本稿の分析において最も重要な説明変数が、この「厚生年金の受給資格」である。受給している厚生年金実額ではなく、受給資格を用いているのは、実額を説明変数とした場合の同時決定バイアスを回避するためである。<sup>(12)</sup>すなわち在職老齢年金制度では、年金受給資格を得た雇用者が引き続き厚生年金被保険者として就労所得を得ると、年金と就労所得(標準報酬月額)の合計額に応じて年金額

(11) 調査結果の詳細については、労働政策研究・研修機構(2010)を参照されたい。

(12) この問題を回避するため「本来年金額」を使用する方法もある(小川1998a, 1998b, 樋口・山本2002)。しかし、今回の調査では表1で示す説明変数すべてに完全回答しているサンプル中、「本来年金額」を計算するための質問項目が欠損となっているサンプルは4割存在するため、「本来年金額」を算出して推計に用いることはサンプル数の確保の観点から、データ制約上、困難であった。欠損値を統計的手法に基づき埋めた上、さらに本来年金額を推定する分析については、今後の研究課題とした。

表 1 説明変数一覧

変数名	説明
年齢	現在（調査時点：2009年8月1日）における年齢。
健康不良	ふだんの健康状態が「あまり良くない」、「良くない」場合を1とおくダミー変数。
東京居住ダミー	現在の居住地が東京都の場合を1とおくダミー変数。
高校・短大卒/大卒・院卒	最終学歴。中学卒を基準とするダミー変数。
勤続年数	現在の仕事の勤続年数。
定年退職経験	55歳以降現在までに定年を経験したことがある場合を1とおくダミー変数。
早期退職優遇措置経験	55歳当時に雇われていた会社を早期退職優遇制度を活用して定年前退職した場合を1とおくダミー変数。
55歳当時の企業規模	55歳当時に雇用されていた企業規模。100人以上1,000人未満規模企業を基準とするダミー変数。
55歳当時の職種	55歳当時に雇用されていた企業における職種。生産工程・労務職を基準とするダミー変数。
55歳当時雇われていた会社に勤務	現在の会社が55歳当時雇われていた会社と同じ場合を1とおくダミー変数。
定年（あるいは定年前）職種と同じ	現在の職種が定年（あるいは定年前）職種と同じ場合を1とおくダミー変数。
厚生年金の受給資格	老齢厚生年金の受給資格がある場合（全額支給停止されている場合も含む）を1とおくダミー変数。
厚生年金以外の非就労収入（万円）	企業独自の退職年金、国民年金基金、個人年金、その他（労災補償年金など）の合計額。
定額部分支給開始年齢前離職	老齢厚生年金（特別支給）の定額部分の支給開始年齢以前に離職（55歳以降）した場合を1とおくダミー変数。
離職後失業	離職（55歳以降）直後に失業して仕事を探していた場合を1とおくダミー変数。
離職後非労働力	離職（55歳以降）直後に仕事や求職活動はしていなかった場合を1とおくダミー変数。
年金額予想	予想される将来の公的年金給付額（満額受給の場合）の上昇・下落率（%）。
収入計画あり	公的年金等を含め15年先以上の収入計画を立てている場合を1とおくダミー変数。

が支給停止される。すると受給している年金実額は個人の就業決定と独立に決まる外生変数ではなく、就業選択の結果として決まる内生変数の性格を持つことになる。そのため先行研究に倣い、就業の意思決定とは無関係に決まっている受給資格変数を就業抑制効果の検証に用いる（清家・山田2004）。

第二の繰上げ受給の要因分析に用いられる説明変数は「年齢」や「定年退職経験」以外に、「定額部分支給開始年齢前離職」から「収入計画あり」までの5変数である。「定額部分支給開始年齢前離職」、「離職後失業」、「離職後非労働力」はいずれも流動性制約の代理変数として設定した。また、「年金額の予想」や「収入計画あり」については本人の主観的時間割引率に関する代理変数として設定した。<sup>(13)</sup>

表 2 記述統計表：55 歳当時民間企業の雇用者男性（60-69 歳）

説明変数	60-64 歳				65-69 歳			
	非就労		就労		非就労		就労	
	Mean	[Std. dev.]	Mean	[Std. dev.]	Mean	[Std. dev.]	Mean	[Std. dev.]
年齢	62.033	[1.432]	61.736	[1.365]	67.069	[1.401]	66.717	[1.342]
健康不良	0.317	[0.467]	0.253	[0.435]	0.329	[0.471]	0.283	[0.452]
東京居住ダミー	0.067	[0.250]	0.057	[0.233]	0.074	[0.262]	0.090	[0.287]
高校・短大卒	0.508	[0.502]	0.502	[0.501]	0.435	[0.497]	0.462	[0.500]
大卒・院卒	0.250	[0.435]	0.230	[0.422]	0.231	[0.423]	0.186	[0.391]
勤続年数			19.789	[16.65]			13.531	[14.57]
定年退職経験	0.700	[0.460]	0.521	[0.501]	0.750	[0.434]	0.621	[0.487]
早期退職優遇措置経験	0.058	[0.235]	0.034	[0.183]	0.051	[0.220]	0.021	[0.143]
55 歳当時の企業規模 (1,000 人以上)	0.333	[0.473]	0.203	[0.403]	0.361	[0.481]	0.297	[0.458]
55 歳当時の企業規模 (100 人未満)	0.358	[0.482]	0.444	[0.498]	0.343	[0.476]	0.414	[0.494]
55 歳当時の職種(管理)	0.233	[0.425]	0.172	[0.378]	0.241	[0.429]	0.193	[0.396]
55 歳当時の職種(専門)	0.217	[0.414]	0.268	[0.444]	0.250	[0.434]	0.290	[0.455]
55 歳当時の職種(事務)	0.067	[0.250]	0.054	[0.226]	0.060	[0.238]	0.055	[0.229]
55 歳当時の職種(販売)	0.058	[0.235]	0.115	[0.320]	0.106	[0.309]	0.076	[0.266]
55 歳当時の職種(サービス)	0.083	[0.278]	0.080	[0.273]	0.042	[0.200]	0.076	[0.266]
55 歳当時の職種(保安)	0.000	[0.000]	0.027	[0.162]	0.019	[0.135]	0.021	[0.143]
55 歳当時の職種(農林漁業)	0.000	[0.000]	0.004	[0.062]	0.009	[0.096]	0.014	[0.117]
55 歳当時の職種(運輸通信)	0.150	[0.359]	0.126	[0.333]	0.056	[0.230]	0.090	[0.287]
55 歳当時雇われていた 会社に勤務			0.517	[0.501]			0.248	[0.434]
定年(あるいは定年前) 職種と同じ			0.674	[0.470]			0.441	[0.498]
厚生年金の受給資格	0.808	[0.395]	0.762	[0.426]	0.884	[0.321]	0.876	[0.331]
厚生年金以外の非就労 収入(万円)	3.992	[6.830]	2.965	[6.097]	6.779	[9.541]	4.061	[10.31]
賃金率(ln)			7.203	[0.616]			7.116	[0.683]
N	120		261		216		145	

出典：労働政策研究・研修機構（2009）「高齢者の雇用・就業の実態に関する調査」の個票に基づく筆者推計。

第一の在職老齢年金制度の分析に用いられたサブ・サンプルおよび第二の繰上げ受給の要因分析に用いられたサブ・サンプルの記述統計は、各々表 2 と表 3 に示されている。

## 5. 在職老齢年金制度の就業抑制効果に関する実証分析

### (1) 就業確率関数・市場賃金関数

市場賃金が留保賃金を上回れば就業を選択するという標準的な労働供給モデルの枠組の下、市場

- (13) 駒村（2009）が用いた調査では予測寿命を尋ねていた。しかし、本調査ではこうした設問項目にたいする調査対象者の心理的抵抗を勘案し、予測寿命を直接尋ねる項目は見送られることになった。したがって予測寿命に関する分析は本稿では行っていない。

表 3 記述統計表：55 歳当時民間企業の雇用者男性（60-69 歳）かつ老齢厚生年金受給資格あり

説明変数	繰上げ・繰下げなし		繰上げ		繰下げ	
	Mean	[Std. dev.]	Mean	[Std. dev.]	Mean	[Std. dev.]
年齢	64.544	[2.893]	64.393	[2.662]	64.139	[2.850]
定年退職経験	0.682	[0.466]	0.615	[0.489]	0.750	[0.439]
定額部分支給開始年齢前離職	0.520	[0.500]	0.467	[0.501]	0.444	[0.504]
離職後失業	0.206	[0.405]	0.311	[0.465]	0.139	[0.351]
離職後非労働力	0.173	[0.379]	0.148	[0.356]	0.056	[0.232]
年金額予想	-4.851	[11.00]	-4.352	[9.512]	-4.667	[7.063]
収入計画あり	0.147	[0.354]	0.115	[0.320]	0.194	[0.401]
N	464		120		30	

出典：労働政策研究・研修機構（2009）「高齢者の雇用・就業の実態に関する調査」の個票に基づく筆者推計。

表 4 就業確率・市場賃金関数（男性 60-69 歳）

説明変数	就業確率関数			市場賃金関数		
	1983 年	2000 年	2009 年	1983 年	2000 年	2009 年
	$dF/dx$	$dF/dx$	$dF/dx$	Coef.	Coef.	Coef.
年齢	-0.017***	-0.027***	-0.049***	-0.028***	-0.029***	-0.052
健康不良	-0.331***	-0.316***	-0.090**	-0.282***	-0.152	-0.181**
東京居住ダミー	0.056***	-0.010	0.023	0.211***	0.101**	0.291**
高校・短大卒	0.037***	-0.021	0.002	0.391***	0.184***	0.136*
大卒・院卒	0.087***	0.008	-0.018	0.700***	0.620***	0.328***
定年退職経験	-0.177***	-0.180***	-0.152***	-0.361***	-0.352***	-0.219
厚生年金の受給資格	-0.153***	-0.127***	-0.053			
厚生年金以外の非就労収入	-0.000***	-0.004***	-0.006**			
定数項				1.263***	8.897***	10.177***
ラムダ変数				0.544***	0.323**	0.527

注：\*\*\*, \*\*, \*は各々 1, 5, 10 % 有意。1983 年および 2000 年の推計値は清家・山田（2004）から引用。

出典：労働政策研究・研修機構（2009）「高齢者の雇用・就業の実態に関する調査」の個票に基づく筆者推計。

賃金の決定については、観察されない非就業者の賃金の切断分布を考慮するため、Heckman モデルを用い推計した。推定された就業確率関数および市場賃金関数が表 4 に示されている。推計対象は、第一のサブ・サンプル、すなわち 55 歳当時、民間企業の雇用者であった 60-69 歳の男性である。就業確率関数については、偏微係数を示している。

1983 年、2000 年の推計結果と比較すると、2009 年時点の本稿の推計結果は、時系列的に近い 2000 年の推計と統計的に有意な変数に関し、共通する部分が多い。年齢、健康不良<sup>(14)</sup>、定年退職経験、厚生年金以外の非就労収入については有意に就業確率を引き下げている。また東京居住や高学歴であることは賃金率を上昇させる。

最も興味深いのは、1983 年や 2000 年のデータで確認できた就業抑制要因である、老齢厚生年金

(14) 3 時点では年齢の就業抑制効果が大きくなる一方（-2 % → -3 % → -5 %）、健康不良の就業抑制効果は小さくなっている（-33 % → -32 % → -9 %）。ただし健康不良による就業抑制効果については、就業しないことへの言い訳として高齢者が挙げることがあり、過大推計となる可能性が指摘されており（大石 2000, 濱秋・野口 2010）、こうした可能性を考えると、本稿で用いたデータから 3 時点の変化に関する解釈は困難である。

の受給資格が（係数としてはマイナスであるが）10%水準でも統計的に有意でないことである。すなわち、老齢厚生年金の受給資格があっても、60-69歳の就業確率を下げるとは言えないことになる。厚生年金以外の非就労収入については、依然として就業抑制効果を確認できるので、この変化は在職老齢年金制度の制度変更、すなわち一律2割カットの廃止が何らかの影響を与えている可能性を示唆している。

また1983年と2000年では確認できていた定年退職経験が市場賃金率を下げる効果についても、今回のデータでは確認することができない。これは改正高年齢者雇用安定法により、定年退職以降も老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢まで継続雇用が促進されたため、定年退職を契機とした賃金率低下と、60歳以降の継続雇用後の賃金率低下の判別が難しくなった可能性を示唆している。とはいえ、改正高年齢者雇用安定法が施行された後の2009年でも依然として定年退職経験が就業確率を、統計的に有意に15%も引き下げていることは注目に値する。

老齢厚生年金の受給資格が就業抑制効果として有意でないという結果は、年齢階級を60-64歳と65-69歳に分け、55歳当時の職歴変数を細かくコントロールしても変わらない（表5）。2000年では、職歴変数をコントロールしても老齢厚生年金の受給資格が2つの年齢階級で有意に就業を抑制する効果を確認できたが、2009年ではいずれもそうした効果を確認できない。定年退職経験について、サンプルを2つの年齢階級に分けても、その就業抑制効果を確認できるのと対照的である。

## (2) 在職老齢年金制度の就業抑制効果が消えたことに関する若干の議論

以上のように老齢厚生年金受給資格の就業抑制効果は2009年時点では確認できなかった。その理由は何であろうか。いくつかの可能性を指摘できる。第一は、本稿で用いたデータ（2009年）のサンプル数が小さい（厚生労働省がかつて実施していた「高年齢者就業実態調査」の7分の1程度の規模）ため、当該変数の検出力が落ちた可能性である。

第二は、老齢厚生年金制度改正による影響、すなわち一律2割の支給停止廃止および特別支給の老齢厚生年金の定額部分引き上げによる影響である。図1の左パネルでは、在職老齢年金受給者が直面する、①2004年の年金改革以前の一律2割の支給停止ルールが存在していたときの予算制約（灰色の実線）、一律2割の支給停止ルール廃止後、②特別支給の老齢厚生年金定額部分の支給開始年齢引き上げ前の予算制約（黒色の実線）、③引き上げ後の予算制約（点線）を比較している。また図1の右パネルでは、これらの予算制約に基づき、在職老齢年金制度による年金支給停止額を年金と賃金の合計額で割った平均税率を比較している。

図1で示されるように、まず一律2割の支給停止ルールの廃止により、就業開始時の予算制約の屈曲がなくなり、上方にシフトした（図1左パネル①と②の予算制約線の比較）。このことにより、賃金の低い方で、賃金上昇につれ、支給停止ルールの平均税率が低くなる部分は消滅した（図1右パネルの①から②への平均税率の変化）。次に、定額部分の支給開始年齢引き上げにより、在職老齢年金制

表5 職歴を考慮した就業確率・市場賃金関数（男性 60-64 歳・65-69 歳）

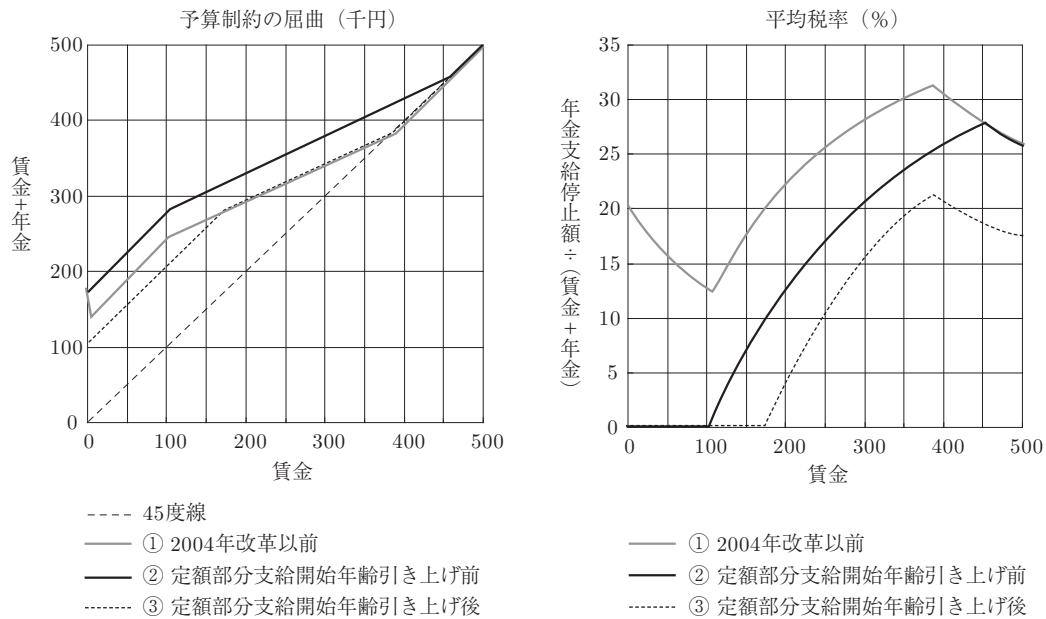
説明変数	60-64 歳				65-69 歳			
	就業確率関数		市場賃金関数		就業確率関数		市場賃金関数	
	2000 年	2009 年	2000 年	2009 年	2000 年	2009 年	2000 年	2009 年
	$dF/dx$	$dF/dx$	<i>Coef.</i>	<i>Coef.</i>	$dF/dx$	$dF/dx$	<i>Coef.</i>	<i>Coef.</i>
年齢	-0.022***	-0.039**	-0.022	-0.006	-0.029***	-0.049**	0.004	0.028
健康不良	-0.279***	-0.097*	-0.061	-0.057	-0.342***	-0.068	-0.050	-0.209
東京居住ダミー	-0.020	-0.001	0.148***	0.239*	-0.015	0.045	0.016	0.080
高校・短大卒	-0.013	-0.040	0.049	0.106	-0.068***	0.085	0.181***	0.286**
大卒・院卒	-0.007	-0.077	0.466***	0.233*	-0.067	0.067	0.447***	0.424**
勤続年数			0.006***	0.010***			0.005***	0.006
定年退職経験	-0.211***	-0.173***	-0.208**	-0.102	-0.123***	-0.185***	-0.096**	-0.284
早期退職優遇措置 経験	-0.164**	-0.298**	-0.060	-0.048	-0.049	-0.304**	-0.160	0.600
55 歳当時の企業規模 (1,000 人以上)	0.051	-0.139**	0.154***	0.220	0.036	-0.024	0.128	0.112
55 歳当時の企業規模 (100 人未満)	0.162***	-0.046	-0.127**	-0.111	0.102***	0.013	0.053	-0.160
55 歳当時の職種 (管理)	0.165***	0.066	0.453***	0.365***	0.059	0.015	0.366***	0.240
55 歳当時の職種 (専門)	0.136***	0.119	0.296***	0.178	0.223***	0.081	0.363**	0.390**
55 歳当時の職種 (事務)	0.092**	0.031	0.095	0.019	0.004	0.035	0.202**	-0.013
55 歳当時の職種 (販売)	0.167***	0.200**	-0.044	-0.132	0.172***	-0.086	-0.085	-0.503**
55 歳当時の職種 (サービス)	0.117**	0.019	-0.102	0.153	0.176**	0.225*	-0.163	0.019
55 歳当時の職種 (保安)	0.170	(dropped)	-0.136	0.190	0.137	0.006	-0.138	-0.170
55 歳当時の職種 (農林漁業)	0.026	(dropped)	-0.198	1.114*	0.120	0.049	-0.141	1.058**
55 歳当時の職種 (運輸通信)	0.131***	0.052	0.118	0.023	0.051	0.224*	0.092	0.043
厚生年金の受給資格	-0.094***	-0.023			-0.101***	-0.038		
厚生年金以外の非 就労収入 (万円)	-0.006***	-0.003			-0.001	-0.007**		
55 歳当時雇われて いた会社に勤務 定年 (あるいは定 年前) 職種と同じ 定数項			0.172**	0.013			0.072**	0.231
ラムダ変数			0.168***	0.254***			0.265***	0.195*
Log likelihood	..	-217.153	8.057***	7.025**	..	-225.797	6.398***	4.514
Pseudo R <sup>2</sup>	..	0.073	0.343**	0.032	..	0.072	-0.007	0.483
obs. P.	0.624	0.678			0.458	0.402		
pred. P.	..	0.693			..	0.395		
Wald test ( $\chi^2$ )			780.300***	102.740***			592.190***	59.110***
N	2,213	381	1,381	261	1,816	361	831	145

注：\*\*\*, \*\*, \*は各々 1, 5, 10 % 有意。2000 年の推計値は清家・山田 (2004) から引用。

出典：労働政策研究・研修機構 (2009) 「高齢者の雇用・就業の実態に関する調査」の個票に基づく筆者推計。



図1 在職老齢年金制度による60歳前半層の予算制約と平均税率



注：60歳前半層の年金額（基本月額）の設定として、①2004年改革以前および②特別支給の老齢厚生年金の定額部分の引き上げ前のケースについては17.4万円、③引き上げ後のケースについては10.4万円を用いた。これらの数値は、厚生労働省（2009b）の年齢別老齢年金受給権者平均年金月額（旧共済を除く）男子62歳（＝定額部分支給年齢開始後の世代）103,509円と63歳（＝定額部分支給年齢開始前の世代）174,800円を参照・引用した。なお、図中の予算制約はいくつかの屈曲点がある以外は滑らかであるが、実際には異なる賃金でも同じ標準報酬月額相当額の幅に入るため、賃金の上昇に伴い標準報酬月額相当額が変化することに細かく屈曲する。また在職老齢年金制度の適用を受ける就業者は、60歳台であれば標準報酬月額に応じた厚生年金保険料を支払っているため、賃金の手取り額はその分さらに低くなる。

出典：在職老齢年金制度の支給停止ルールに基づき筆者推計。

度による支給停止は、定額部分支給前の年齢階層にあつては報酬比例部分のみにしか及ばなくなった。これにより、予算制約線と平均税率は下方にシフトした（図1左右パネル②と③の予算制約線の比較）。なお65歳以上の老齢基礎年金（と経過的加算部分）については、在職老齢年金制度による支給停止の対象とはならず、報酬比例部分のみが対象となる。

結局、在職老齢年金制度による支給停止が定額部分まで及ぶのは調査時点（2009年）では63-64歳のみである<sup>(15)</sup>。そのため、60歳前半（あるいは60-69歳）をプールして推計すると、受給資格の就業抑制効果を確認できない可能性がある。

このような第二の可能性を確認すべく、繰上げを選択しない限り特別支給の老齢厚生年金の定額部分が受給できない60-62歳と、受給可能な63-64歳とに細分化し、就業確率関数を推計した結果が表6に示されている。

老齢厚生年金の受給資格に注目すると、60-62歳では有意な効果が観察されない一方、63-64歳

(15) 60-62歳で繰上げ受給をしている場合には、定額部分については在職老齢年金制度による支給停止調整の対象とはならない。

表6 年齢階級を細分化した就業確率関数（男性 60-62 歳・63-64 歳）

説明変数	職歴変数なし		職歴変数あり	
	60-62 歳	63-64 歳	60-62 歳	63-64 歳
	$dF/dx$	$dF/dx$	$dF/dx$	$dF/dx$
年齢	-0.028	-0.178**	-0.043	-0.203**
健康不良	-0.120*	-0.070	-0.127*	-0.120
東京居住ダミー	-0.039	0.035	-0.047	0.122
高校・短大卒	0.033	-0.091	0.034	-0.157
大卒・院卒	0.027	-0.163	-0.004	-0.256
定年退職経験	-0.205***	-0.007	-0.255***	0.105
早期退職優遇措置経験			-0.339**	-0.215
55 歳当時の企業規模（1,000 人以上）			-0.146*	-0.122
55 歳当時の企業規模（100 人未満）			-0.112	0.162
55 歳当時の職種（管理）			0.091	0.029
55 歳当時の職種（専門）			0.131	0.088
55 歳当時の職種（事務）			0.036	0.081
55 歳当時の職種（販売）			0.204**	0.236
55 歳当時の職種（サービス）			0.053	0.046
55 歳当時の職種（保安）			(dropped)	(dropped)
55 歳当時の職種（農林漁業）			(dropped)	(dropped)
55 歳当時の職種（運輸通信）			0.131	-0.188
厚生年金の受給資格	0.023	-0.262**	0.054	-0.215
厚生年金以外の非就労収入（万円）	-0.002	-0.010	-0.002	-0.010
Log likelihood	-146.537	-75.313	-138.445	-68.444
Pseudo R <sup>2</sup>	0.054	0.078	0.096	0.148
obs. P.	0.707	0.640	0.707	0.640
pred. P.	0.719	0.655	0.719	0.655
N	256	125	256	125

注：\*\*\*, \*\*, \*は各々 1, 5, 10 % 有意。2000 年の推計値は清家・山田（2004）から引用。

出典：労働政策研究・研修機構（2009）「高齢者の雇用・就業の実態に関する調査」の個票に基づく筆者推計。

では、5 % 有意水準ではあるが、就業確率を引き下げる効果が観察された。その引き下げ効果（26 %）は過去の係数（1983 年の 15 %，2000 年の 13 %）と比較しても大きい。特別支給の老齢厚生年金の定額部分が存在することに伴う、<sup>(16)</sup>（60-62 歳と比べた）支給停止額の大きいことが 1 つの理由として考えられる。

とはいえ、職歴変数を入れた推計式（表 6 の右 2 列）では、いずれも受給資格の就業確率の引き下げ効果は有意ではなく、もう 1 つの可能性として、特別支給の老齢厚生年金定額部分の支給開始年齢引き上げに沿って行われた、改正高年齢者雇用安定法による雇用確保措置の影響も考えられ、以

(16) 先にも述べたとおり、使用したサブ・サンプルの中に、4 割の欠損値が発生していたため、本稿の分析では用いなかったが、「本来年金額」から支給停止された年金額を、参考までに欠損値のないサンプルを用い計算した。その結果、60-62 歳では「支給停止なし」、「支給停止月額 5 万円未満」、「支給停止月額 5 万円以上」は、それぞれ 7 割、2 割、1 割であった。一方、63-64 歳では同比率は、6 割、1 割、2 割であり、「支給停止なし」の割合が低く、かつ「支給停止月額 5 万円以上」の割合が高かった。すなわち、特別支給の老齢厚生年金の定額部分が存在していることを反映し、63-64 歳の方が、やはり在職老齢年金制度による支給停止額は大きくなっている。

表 7 繰上げ・繰下げ受給決定関数（厚生年金受給資格あり・男性 60-69 歳）

説明変数	繰上げ		繰下げ	
	$dF/dx$	[Std.Err.]	$dF/dx$	[Std.Err.]
年齢	-0.001	[0.006]	-0.004	[0.003]
定年退職経験	-0.042	[0.045]	0.040	[0.018]**
定額部分支給開始年齢前離職	-0.001	[0.042]	-0.038	[0.021]*
離職後失業	0.098	[0.044]**	-0.032	[0.016]**
離職後非労働力	0.015	[0.049]	-0.044	[0.016]**
年金額予想	0.001	[0.002]	0.000	[0.001]
収入計画あり	-0.038	[0.044]	0.019	[0.026]
Log likelihood	-424.516			
Pseudo R <sup>2</sup>	0.024			
obs. P.	0.196		0.049	
N	614			

注：\*\*\*, \*\*, \*は各々 1, 5, 10 % 有意。ベース・カテゴリーは、繰上げ・繰下げのどちらも選択していない者である。

出典：労働政策研究・研修機構（2009）「高齢者の雇用・就業の実態に関する調査」の個票に基づく筆者推計。

上の解釈については一定の留保が必要である。

## 6. 老齢厚生年金受給資格者の基礎年金繰上げ受給要因に関する実証分析

### (1) 繰上げ・繰下げ受給選択関数

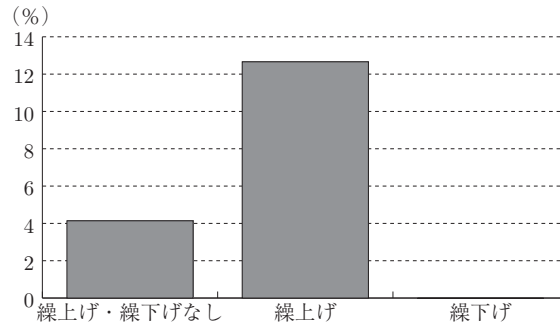
本稿第二の分析目的である、老齢厚生年金受給権者の基礎年金繰上げ受給要因について、多項ロジット・モデルによる分析結果（限界効果）を示したのが表 7 である。先に述べたように、「定額部分支給開始年齢前離職」、「離職後失業」、「離職後非労働力」が流動性制約の代理変数として、「年金額の予想」と「収入計画あり」は主観的時間割引率に関する代理変数として設定されている。ベース・カテゴリーは、繰上げ・繰下げのどちらも選択していない者である。

主観的時間割引率に関連すると考えられる 2 変数については、繰上げ・繰下げについて有意な効果が認められない。

流動性制約要因については、55 歳以降において定年あるいは定年前に離職した後、失業すると繰上げ受給を選択する確率が 10 % ほど高くなる。すなわち、55 歳以降における雇用と年金の接続の失敗は繰上げ受給を促進する。一方、繰下げ受給を促進する要因としては定年経験が挙げられ、4 % ほどその確率を上昇させる。反対に定額部分支給開始年齢前離職、離職後失業、離職後非労働力となった場合には、いずれも 3 % から 4 % ほど繰下げ受給確率を下げる事が分かる。

以上のように、特別老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢の引き上げに伴う、繰上げ・繰下げ受給の意思決定には流動性制約要因、すなわち雇用と年金の接続の成否が影響を与えている可能性が示唆される。

図2 繰上げ・繰下げ受給別による相対的貧困率  
(厚生年金受給者・男性 60-69 歳)



注：相対的貧困線は等価所得（2009年7月）が月額10.8万円未満である。  
多重比較検定（Scheffe）で繰上げ受給者の相対的貧困率は、繰上げ・繰下げなし、繰下げと比較し、それぞれ5%、10%水準で有意に高い。  
出典：労働政策研究・研修機構（2009）「高齢者の雇用・就業の実態に関する調査」の個票に基づく筆者推計。

## (2) 老齢厚生年金繰上げ受給者の相対的貧困率

基礎年金繰上げ受給者の所得が低くなければ、雇用と年金の接続に失敗しても、繰上げ受給により一定の所得保障機能の発揮が期待され、所得確保上の問題とはならないかもしれない。この点を確認するため、さらに繰上げ・繰下げ受給者の相対的貧困率を見てみよう。

図2は、老齢厚生年金受給者の定額部分の繰上げ・繰下げ受給有無別に相対的貧困率を推計した結果を示している。ここでの相対的貧困線は、2009年7月現在の等価所得が月額10.8万円未満と定義されている。等価所得とは世帯規模によって働く規模の経済性を調整するため、世帯収入（税込み）を世帯員数の0.5乗で割って計算された調整世帯収入である。こうした世帯規模の調整は経済協力開発機構（OECD）などで広く採用されている。また月額10.8万円という数値は、厚生労働省（2009c）で公表されている2006年の相対的貧困線（＝中位等価所得の50%）を2009年価格で評価したものである。

繰上げ受給者の相対的貧困率は、明らかに繰下げ受給者あるいは繰上げ・繰下げのどちらも選択しなかった人々と比較して高くなっている。統計的にも有意である。繰下げ受給者の相対的貧困率は0%、そして繰上げ・繰下げのどちらも選択しなかった人々の相対的貧困率は4%である。それに対し、繰上げ受給者の相対的貧困率は13%であり、繰上げ・繰下げのどちらも選択しなかった人々に比べ、3倍も高くなっている。ただし、厚生労働省（2009c）によれば全人口の2006年の相対的貧困率は16%であるので、それに比べれば低いことになる。

とはいえ、繰上げ受給者の相対的貧困リスクの高さは、定年後に失業するケースなど、雇用と年金の接続に失敗した人々にとって、繰上げ支給制度が、必ずしも所得確保の万能薬とはならない可能性を示唆している。

## 7. 結びにかえて

本稿では、独立行政法人労働政策研究・研修機構が2009年に実施した高齢者にたいする調査個票に基づき、在職老齢年金制度の就業抑制効果と老齢厚生年金受給資格者の基礎年金繰上げ受給要因について分析した。

本稿の分析の結果、得られた知見は3つある。第一に、在職老齢年金制度による就業抑制効果は(63歳と64歳の一部の結果を除き)2009年時点では確認できない。第二に老齢厚生年金受給資格者の中で基礎年金繰上げ制度を利用しているのは、定年退職などを契機とする離職後に、失業を経験した人々に多い。すなわち自らの意思に反して勤労所得が途絶してしまい、雇用と年金の接続がうまくいかなかった人々である。第三に基礎年金繰上げ支給制度を利用した人々の相対的貧困率は高く、繰上げ・繰下げを利用しなかった人々の3倍にも上る。

政策含意として2点挙げられる。本稿の推計結果が正しいとすれば、在職老齢年金制度による就業抑制効果は、特別支給の老齢厚生年金の定額部分の支給開始年齢引き上げが完了する2013年に消滅する可能性が高い。これまで就業抑制効果を軽減する目的で行われてきた在職老齢年金制度改革が、高齢者雇用安定法改正(2004年)の後押しも受け、その目標についに到達したことを示唆する。また、繰上げ受給者の相対的貧困率の高さは、2013年以降の報酬比例部分の支給開始年齢引き上げにより生じる可能性のある、雇用と年金の空白期間の埋め合わせとして、基礎年金繰上げ支給制度が必ずしも所得確保の万能薬とはならないことも示している。生活保護制度以外の新たな所得保障制度(最低保障年金等)の必要性が改めて示唆される。

本稿の分析には2つの留保条件も存在する。第一に、雇用保険法改正の影響(2003年)を明示的に分析していないことである。先行研究の中には併給調整の対象となる本来年金額などと共に、高齢雇用継続給付の雇用補助金効果を分析しているものもあるが、今回利用したデータでは本来年金額を計算するための項目に欠損値が多く、サンプル数を確保するため、データ制約上そうした分析を断念せざるを得なかった。第二に、本稿で用いたデータは、これまで多くの先行研究が依拠してきた厚生労働省「高齢者就業実態調査」と比較し、サンプル数が小さかったこと(7分の1程度)である。このため、推計結果の安定性についても議論の余地が残されている。

(経済学部准教授)

## 参 考 文 献

安部由起子(1998)「1980~1990年代の男性高齢者の労働供給と在職老齢年金制度」『日本経済研究』,

- No. 36, pp. 50–82。
- Amemiya, T. and K. Shimono (1989) “An Application of Nested Logit Models to the Labor Supply of the Elderly,” *Economic Studies Quarterly*, Vol. 40, No. 1, pp. 14–22.
- 石井加代子・黒澤昌子 (2009) 「年金制度改正が男性高齢者の労働供給行動に与える影響の分析」『日本労働研究雑誌』, No. 589, pp. 43–64。
- 岩本康志 (2000) 「在職老齢年金と高齢者の就業行動」『季刊社会保障研究』, Vol. 35, No. 4, pp. 364–376。
- 大石亜希子 (2000) 「高齢者の就業決定における健康要因の影響」『日本労働研究雑誌』, No. 481, pp. 51–62。
- ・小塩隆士 (2000) 「高齢者の引退行動と社会保障資産」『季刊社会保障研究』, Vol. 35, No. 4, pp. 405–419。
- 大竹文雄・山鹿久木 (2003) 「在職老齢年金制度と男性高齢者の労働供給」国立社会保障・人口問題研究所編『選択の時代の社会保障』所収 (pp. 33–50), 東京大学出版会。
- 小川浩 (1998a) 「年金・雇用保険改革と男性高齢者の就業行動の変化」『日本労働研究雑誌』, No. 461, pp. 52–64。
- (1998b) 「年金が高齢者の就業行動に与える影響について」『経済研究 (一橋大学経済研究所)』, 第 49 巻第 3 号, pp. 245–258。
- 金子能宏 (1997) 「企業の高年齢者雇用と雇用政策の効果」『年金制度の改革が就業・引退行動に及ぼす影響に関する研究 I (日本労働研究機構報告第 98 号)』所収 (pp. 173–212), 日本労働研究機構。
- 厚生省 (1998a) 『年金白書』社会保研究所。
- (1998b) 『国民年金被保険者実態調査 (平成 8 年)』。
- 厚生労働省 (2009a) 『社会保険事業状況 (平成 21 年 7 月現在)』  
(<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/pdf/nenkinhoken-2107.pdf>, アクセス日 2010 年 9 月 30 日)。
- (2009b) 『平成 21 年度 厚生年金保険・国民年金事業年報』  
(<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/toukei/nenpou/2008/toukei-list21.html>, アクセス日 2010 年 9 月 30 日)。
- (2009c) 『子どもがいる現役世帯の世帯員の相対的貧困率の公表について』  
(<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000002icn.html>, アクセス日 2010 年 9 月 30 日)。
- 駒村康平 (2007) 「社会保障制度のパラメータに関する分析」『フィナンシャル・レビュー』, 第 87 号, pp. 119–139。
- (2009) 「公的年金の繰り上げ受給・繰り下げ受給で逆選択は発生しているのか」清家篤・駒村康平・山田篤裕編『労働経済学の新展開』所収 (pp. 319–352), 慶應義塾大学出版会。
- 菅桂太・清家篤 (2003) 「厚生年金給付の基礎年金相当部分が労働供給に与える影響」国立社会保障・人口問題研究所編『選択の時代の社会保障』所収 (pp. 33–50), 東京大学出版会。
- 清家篤 (1993) 『高齢化社会の労働市場——就業行動と公的年金』東洋経済新報社。
- ・山田篤裕 (1996) 「Pension Rich の条件」『日本経済研究』, No. 33, pp. 38–61。
- ・——— (2004) 『高齢者就業の経済学』日本経済新聞社。
- ・——— (2009) 「高齢者の就業行動の長期的変化——『就業構造基本調査 (1982–2002 年)』に基づく実証分析」, 清家篤・駒村康平・山田篤裕編『労働経済学の新展開』所収 (pp. 9–56) 慶應義塾大学出版会。
- 橋木俊詔・下野恵子 (1989) 『個人貯蓄とライフサイクル——生涯収支の実証分析』日本経済新聞社。
- 濱秋純哉・野口晴子 (2010) 「中高年者の健康状態と労働参加」『日本労働研究雑誌』, No. 601, pp. 5–24。
- 浜田浩児 (1999) 「在職老齢年金制度の所得再分配効果」『季刊社会保障研究』, Vol. 35, No. 2, pp. 208–220。
- (2008) 「第 3 章 在職老齢年金, 高年齢雇用継続給付が高齢者の継続雇用希望に及ぼす影響」『高齢者の就業実態に関する研究 (労働政策研究報告書 No. 100)』所収 (pp. 98–112), 労働政策研究・研修機構。



- (2010)「第4章 在職老齢年金, 高年齢雇用継続給付が企業の継続雇用者の賃金決定に及ぼす影響」『継続雇用等をめぐる高齢者就業の現状と課題 (労働政策研究報告書 No. 120)』所収 (pp. 120-130), 労働政策研究・研修機構。
- 樋口美雄・山本勲 (2002)「わが国男性高齢者の労働供給行動メカニズム——年金・賃金制度の効果分析と高齢者就業の将来像」『金融研究』, 2002年10月号, pp. 31-78。
- 三谷直紀 (2001)「高齢者雇用政策と労働需要」猪木武徳・大竹文雄編『雇用政策の経済分析』所収 (pp. 239-250), 東京大学出版会。
- 山田篤裕 (2000)「引退過程における賃金低下と所得保障」『季刊社会保障研究』, Vol. 35, No. 4, pp. 377-394。
- 労働政策研究・研修機構 (2010)『高年齢者の雇用・就業の実態に関する調査 (JILPT 調査シリーズ No. 75)』, 労働政策研究・研修機構。